



3 教 文 第 3 7 5 号
3 教 体 第 1 3 9 号
令和3年6月23日

各県立学校長 様

学芸文化課長
体育保健課長
(公印省略)

県立学校における令和3年6月23日以降の部活動の取扱いについて（通知）

本県において、6月23日（水）より県下の感染段階（佐世保市を除く）が、ステージ3（警戒警報）からステージ2（注意報）に引き下げられますが、佐世保市についてはステージ3（警戒警報）が引き続き発令されています。

県内の感染状況は、徐々に落ち着きを取り戻しつつありますが、感染力の強い変異株の影響や人流の増加などによる感染の再拡大に対して、今後も気を緩めることなく、危機意識を持ち続けながら、感染防止対策に最大限の注意を払う必要があります。

つきましては、部活動における日常の感染防止対策の徹底に加え、宿泊を伴う大会参加や交流の際は、飲食の場面や更衣室等の使用方法などに十分留意し、交流後の感染防止対策を徹底してください。今回の措置は、予断を許さない状況の中での対応であり、引き続き強い警戒感を持って、当面の間、下記に基づいた取組をお願いします。

なお、日々状況が変化しているため、感染の状況によっては対応を見直すことがあることを申し添えます。

記

○学校所在地が「佐世保市以外」と「佐世保市内」の県立学校における部活動の取扱い等について

学校所在地	部活動の取扱い
佐世保市以外	【別紙1】 県内外を問わず交流は可。（宿泊可） ただし、県が示す「感染が拡大している地域」との交流については不可
佐世保市内	【別紙2】 県内交流（他校との交流）は可。（宿泊可） 県外の交流は不可。

【佐世保市内の該当学校】 佐世保南、佐世保北、佐世保西、宇久、佐世保工業、鹿町工業、佐世保商業、
佐世保東翔、佐世保中央、ろう学校佐世保分教室、佐世保特別支援学校、県立佐世保北中

【問い合わせ先】
学芸文化課 教育文化班
担当：林 【TEL】095-894-3385
体育保健課 学校体育班
担当：佐藤 【TEL】095-894-3393

【別紙１】佐世保市以外

部活動の取扱いについて（令和３年６月２３日以降）

県立学校の部活動においては、下記、感染症対策の措置を講じた上で、実施するものといたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、依然として警戒を緩めることはできないため、次に県教育委員会が通知するまでの当面の間、以下の取組を徹底してください。

実施にあたって

- 健康観察を実施し、体調がすぐれない生徒は参加させないこと。（発熱、咳やのどの痛みなど）
 - 生徒本人・保護者の意向を尊重すること。
 - 原則、県内外を問わず、大会への参加を含めて、他校等との交流ができるものとする。ただし、※県HPに示されている、「感染者が拡大している地域」（長崎県の感染段階ステージ２以上に相当する都道府県）との交流については、本県の訪問自粛要請地域であるため取りやめること。（最終判断は、出発前日の状況とする）
 - 大会への参加については、県HPに示されている、「感染者が拡大している地域」であっても、中央競技団体等や高体連・高野連・高文連・中体連・中文連が主催、共催、後援する全国大会・九州大会等への出場は可とする。その際、移動中や宿泊先における感染防止対策を徹底すること。
 - 大会参加や他校等との交流を計画する際は、自校が所在する市町が独自の感染防止対策として、移動等を制限する場合もあることなどに留意すること。
 - 下記「具体的な留意事項」の内容については、指導者が生徒に対し確実に周知すること。
- なお、留意事項への対策が十分取れない場合は、部活動の実施を見合わせること。

具体的な留意事項

【感染拡大防止対策について】

- ・ 毎回、部活動単位で生徒の体温を検温するなど、健康観察を行うこと。
- ・ 練習前・休憩時・練習後などに手洗いを行うこと。
- ・ 部活動ごとに場所や時間を割り振るなど、一度に大人数が集まって人が密集する活動とならないようにすること。
特に、部員同士が集まって食事を摂る場面を可能な限り避けるなど、飲食時の感染防止を徹底すること。
- ・ 体育館、校舎内等の屋内施設を用いる場合、ドアを広く開け、普段以上のこまめな換気を行うこと。
- ・ 生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ）や用具・器具等は、消毒液等を使用して清掃を行うなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じること。楽器等については、唾液の処理等も適切に行うこと。
- ・ 身体接触のある活動、互いに近接する活動などにおいては、練習内容や方法に特段の配慮を行うこと。
- ・ 更衣室や部室等は、交替で入室するなどして、一度に大人数の生徒が使用することを避けること。
- ・ 給水用のボトルやコップ、汗を拭くタオルなどは共用しないこと。
- ・ 活動参加について、承諾書（様式は各学校独自）により、保護者の承諾を得ること。
- ・ 移動の際は、原則マスク着用を徹底し、バス等利用時は定期的な換気も行うこと。
- ・ 宿泊先では一般利用者がいることを踏まえ、入浴や食事の際、可能な限り分散させるなど３密を避けること。

※判断基準となる、「県HP」はこちらです。

- 「県HP」 ⇒ 「【総合ページ】新型コロナウイルス感染症について」
⇒ 「感染者が拡大している地域について」 で閲覧できます。
- QRコード：こちらからも確認できます。



部活動の取扱いについて（令和 3 年 6 月 23 日以降）

県立学校の部活動においては、下記、感染症対策の措置を講じた上で、実施するものといたします。
 なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、依然として警戒を緩めることはできないため、次に県教育委員会が通知するまでの当面の間、以下の取組を徹底してください。

実施にあたって

- 健康観察を実施し、生徒本人に発熱等の風邪症状がある場合や、同居の家族に風邪症状がみられる場合は、参加させないことを徹底すること。（発熱、咳やのどの痛みなど）
- 生徒本人・保護者の意向を尊重すること。
- 合同での練習会・練習試合・合宿・演奏会・地域行事への参加など、他校等との交流は県内のみとする。県外との交流や県外での実施はしないこと。（県外チームを県内に招聘することも含む）
- 文化部活動においては、室内で生徒同士が近接距離で行う合唱や管楽器演奏は、可能な限り避けること。
- 大会への参加については、県内のみとするが、中央競技団体等や高体連・高野連・高文連・中体連・中文連が主催・共催・後援する全国大会・九州大会等へ出場する場合については県外も可とする。（※県 HP に示されている、「感染者が拡大している地域」などを参考に、該当地域の感染状況に十分注意し、移動中や宿泊先における感染防止対策を徹底すること）
- 大会参加や交流を計画する際は、自校が所在する市町が独自の感染症対策として、移動等を制限する場合もあることなどに留意するとともに、生徒・保護者の意向を尊重し、実施の可否を慎重に判断すること。

具体的な留意事項

【感染拡大防止対策について】

- ・ 毎回、部活動単位で、生徒の体温を検温するなど、健康観察を行うこと。
- ・ 練習前・休憩時・練習後などに手洗いを行うこと。
- ・ 部活動ごとに場所や時間を割り振るなど、一度に大人数が集まって人が密集する活動とならないようにすること。
特に、部員同士が集まって食事を摂る場面を可能な限り避けるなど、飲食時の感染防止を徹底すること。
- ・ 体育館、校舎内等の屋内施設を用いる場合、ドアを広く開け、普段以上のこまめな換気を行うこと。
- ・ 生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ）や用具・器具等は、消毒液等を使用して清掃を行うなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じること。特に楽器等については唾液の処理等も適切に行うこと。
- ・ 身体接触のある活動、互いに近接する活動などにおいては、練習内容や方法に特段の配慮を行うこと。
- ・ 更衣室や部室等は、交替で入室するなどして、一度に大人数の生徒が使用することを避けること。
- ・ 給水用のボトルやコップ、汗を拭くタオルなどは共用しないこと。
- ・ 活動参加について、承諾書（様式は各学校独自）により、保護者の承諾を得ること。
- ・ 移動の際は、原則マスク着用を徹底し、バス等利用時は定期的な換気も行うこと。
- ・ 宿泊先では一般利用者がいることを踏まえ、入浴や食事の際、可能な限り分散させるなど 3 密を避けること。

※判断基準となる、「県HP」はこちらです。

- 「県HP」 ⇒ 「【総合ページ】新型コロナウイルス感染症について」
 ⇒ 「感染者が拡大している地域について」 で閲覧できます。
- QRコード：こちらからも確認できます。

